

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">前払輸入保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00031</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成13年9月21日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成15年3月12日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月1日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成16年9月28日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成17年3月29日 一部改正</p> <p style="text-align: center;"><u>平成17年9月 日 一部改正</u></p> <p>第1～14条（略） （保険金の支払の請求）</p> <p>第15条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第22条の規定に基づき別紙様式第12による前払輸入保険保険金請求書に次に掲げる書類を添付し、本店に提出するものとする。 <u>ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、第四号、第五号(2)及び(3)、第六号の2(1)並びに2(2)及び の書類の提出を要しない。</u></p> <p>一 保険金請求経緯書</p> <p>(1) <u>請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第13による保険金請求経緯書</u></p> <p>(2) <u>請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意</u></p> <p>— 保険金請求に至る経緯</p> <p>— 支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</p>	<p style="text-align: center;">前払輸入保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00031</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成13年9月21日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成15年3月12日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月1日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成16年9月28日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成17年3月29日 一部改正</p> <p>第1～14条（略） （保険金の支払の請求）</p> <p>第15条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第22条の規定に基づき別紙様式第12による前払輸入保険保険金請求書に次に掲げる書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>一 保険金請求経緯書</p> <p>(1) 保険金請求に至る経緯</p> <p>(2) 支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</p>

なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる前払日前6月間の輸入日、輸入金額、返還日、返還金額、前払日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。

— 輸出者、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況

— 前払輸入契約等の履行に関し、輸出者等が行っているクレーム（契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況

— 今後の回収見通し

— 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）

二 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

三 前払輸入契約書の写し

四 保険証券の写し（内容変更がある場合は、当該内容変更承認書の写しを含む。質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券）

五 損失計算の基礎となるべき証拠書類の写し

(1) 送金証明書（送金銀行が発行したもの）

(2) 未決済額が確認できる書類

(3) 一部入金がある場合には、入金が確認できる書類

六 保険事故を証する書類

1 非常危険の場合

(1) ローカル・ペイメント若しくはローカル・デポジットの証明又は外貨割当申請書

(2) その他非常危険事故の発生を証する書類

2 信用危険の場合

(1) 輸出者の契約不履行を証する書類

輸出者の債務を確認できる書類

(3) 輸出者、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況

(4) 前払輸入契約等の履行に関し、輸出者等が行っているクレーム（契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況

(5) 今後の回収見通し

(6) 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）

二 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

三 前払輸入契約書の写し

四 保険証券の写し（内容変更がある場合は、当該内容変更承認書の写しを含む。質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券）

五 損失計算の基礎となるべき証拠書類の写し

(1) 送金証明書（送金銀行が発行したもの）

(2) 未決済額が確認できる書類

(3) 一部入金がある場合には、入金が確認できる書類

六 保険事故を証する書類

1 非常危険の場合

(1) ローカル・ペイメント若しくはローカル・デポジットの証明又は外貨割当申請書

(2) その他非常危険事故の発生を証する書類

2 信用危険の場合

(1) 輸出者の契約不履行を証する書類

輸出者の債務を確認できる書類

事故発生直後の輸出者の信用調査レポートの写し
輸入者から輸出者への督促状の写し
契約不履行に関する輸出者、輸入者間の往復文書の写し

(2) 輸出者の前払金返還遅滞を確認できる書類

輸入者から輸出者への前払金返還請求書の写し
取立を依頼した場合は取立機関のレポート
裁判所に提訴した場合には提訴状の写し

七 その他参考となるべき書類

(保険金請求権の消滅時効の中断申請)

第16条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第14による前払輸入保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。

(返還期限前の請求)

第17条 被保険者は、約款第24条の規定に基づき、日本貿易保険の確認を受けようとするときは、別紙様式第15による前払輸入保険損失発生確認申請書に約款第3条各号のいずれかに該当する事由の発生により返還期限までに前払金を回収することが出来ないことが確実であることを証する書類に説明書類を添付し、本店に提出するものとする。

2 前項による確認を受けた場合において、約款第11条及び第13条に規定する通知は必要としないものとする。

(回収義務の終了認定)

第18条 被保険者は、約款第28条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第16による前払輸入保険回収義務終了認定申請書に貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01 - 制度 00058)に定める終了認定事由により前払金を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書)を添付し、本店に提出するものとする。

事故発生直後の輸出者の信用調査レポートの写し
輸入者から輸出者への督促状の写し
契約不履行に関する輸出者、輸入者間の往復文書の写し

(2) 輸出者の前払金返還遅滞を確認できる書類

輸入者から輸出者への前払金返還請求書の写し
取立を依頼した場合は取立機関のレポート
裁判所に提訴した場合には提訴状の写し

七 その他参考となるべき書類

(保険金請求権の消滅時効の中断申請)

第16条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第13による前払輸入保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。

(返還期限前の請求)

第17条 被保険者は、約款第24条の規定に基づき、日本貿易保険の確認を受けようとするときは、別紙様式第14による前払輸入保険損失発生確認申請書に約款第3条各号のいずれかに該当する事由の発生により返還期限までに前払金を回収することが出来ないことが確実であることを証する書類に説明書類を添付し、本店に提出するものとする。

2 前項による確認を受けた場合において、約款第11条及び第13条に規定する通知は必要としないものとする。

(回収義務の終了認定)

第18条 被保険者は、約款第28条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第15による前払輸入保険回収義務終了認定申請書に貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01 - 制度 00058)に定める終了認定事由により前払金を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書)を添付し、本店に提出するものとする。

(回収義務の履行状況の報告)

第19条 被保険者は、約款第28条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第17による前払輸入保険回収義務履行状況報告書に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の修了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。

2 前払金の返還の期限から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の修了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して何らかの状況の変化を知ったときは、別紙様式第17による前払輸入保険回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

(回収金の納付)

第20条 被保険者は、約款第28条第7項の規定に基づき、保険金の請求を行った後又は保険金の支払を受けた後回収した金額があるときは、別紙様式第18による前払輸入保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第21条 被保険者は、約款第28条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第19による前払輸入保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収義務の履行状況の報告)

第19条 被保険者は、約款第28条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第16による前払輸入保険回収義務履行状況報告書に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の修了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。

2 前払金の返還の期限から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の修了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して何らかの状況の変化を知ったときは、別紙様式第16による前払輸入保険回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

(回収金の納付)

第20条 被保険者は、約款第28条第7項の規定に基づき、保険金の請求を行った後又は保険金の支払を受けた後回収した金額があるときは、別紙様式第17による前払輸入保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第21条 被保険者は、約款第28条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第18による前払輸入保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第22条 被保険者は、約款第28条第4項又は第29条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合(次項に規定する場合を除く。)は、別紙様式第20-1による前払輸入保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第20-2による前払輸入保険権利行使等委任状(サービサー回収用)に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第23条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第21による前払輸入保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から実施する。

別表1

提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
------	------	------

(権利行使等の委任)

第22条 被保険者は、約款第28条第4項又は第29条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合(次項に規定する場合を除く。)は、別紙様式第19-1による前払輸入保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第19-2による前払輸入保険権利行使等委任状(サービサー回収用)に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第24条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第20による前払輸入保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。

別表1

提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
------	------	------

1	・前払輸入保険新規申込書	1 (1)	1	・前払輸入保険新規申込書	1 (1)
2	・前払輸入保険新規申込書（別表）	1 (1)	2	・前払輸入保険新規申込書（別表）	1 (1)
3 - 1	・前払輸入保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	3 - 1	・前払輸入保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
3 - 2	・前払輸入保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	3 - 2	・前払輸入保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
4 - 1	・前払輸入保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	4 - 1	・前払輸入保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
4 - 2	・前払輸入保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	4 - 2	・前払輸入保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
5	・前払輸入保険前払金返還請求通知書	1 (1)	5	・前払輸入保険前払金返還請求通知書	1 (1)
6	・前払輸入保険事情発生通知書	1 (1)	6	・前払輸入保険事情発生通知書	1 (1)
7	・前払輸入保険損失発生通知書	1 (1)	7	・前払輸入保険損失発生通知書	1 (1)
8	・前払輸入保険危険発生通知書	1 (1)	8	・前払輸入保険危険発生通知書	1 (1)
9	・前払輸入保険入金通知書	1 (1)	9	・前払輸入保険入金通知書	1 (1)
10	・前払輸入保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	10	・前払輸入保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)
11	・前払輸入保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	11	・前払輸入保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)
12	・前払輸入保険保険金請求書	1 (1)	12	・前払輸入保険保険金請求書	1 (1)
13	・前払輸入保険保険金請求経緯書（保険金請求額が300万円	1 (1)			
	以下の案件）				
14	・前払輸入保険時効中断承認申請書	1	13	・前払輸入保険時効中断承認申請書	1
15	・前払輸入保険損失発生確認申請書	1 (1)	14	・前払輸入保険損失発生確認申請書	1 (1)
16	・前払輸入保険回収義務終了認定申請書	1 (1)	15	・前払輸入保険回収義務終了認定申請書	1 (1)
17	・前払輸入保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	16	・前払輸入保険回収義務履行状況報告書	1 (1)
18	・前払輸入保険回収金納付通知書	1 (1)	17	・前払輸入保険回収金納付通知書	1 (1)
19	・前払輸入保険回収費用負担請求書	1 (1)	18	・前払輸入保険回収費用負担請求書	1 (1)
20- 1	・前払輸入保険権利行使等委任状	1 (1)	19- 1	・前払輸入保険権利行使等委任状	1 (1)
20- 2	・前払輸入保険権利行使等委任状（サービサー回収用）	1 (1)	19- 2	・前払輸入保険権利行使等委任状（サービサー回収用）	1 (1)
21	・前払輸入保険回収納付金返還請求書	1 (1)	20	・前払輸入保険回収納付金返還請求書	1 (1)
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による		

注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数

提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A 4 規格のものとする。

別表 2 略

注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数

提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A 4 規格のものとする。

別表 2 略